

大瀬第1地区土地区画整理事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年6月14日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年6月19日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

| 区域を変更する 字の名称 | 同左の区域 (平成14年4月10日現在の地番による) |
|-----------------|--|
| 大字大瀬字 前田 | 大字大瀬字前田のうち345の1の一部、345の4の一部、346の1の一部、346の2、347の1の一部、347の2、348の1の一部、349の1の一部、350の1から350の3までの一部、353の1から353の3までの一部、354の一部、356の一部、357の一部、425の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大瀬字梨子ケ坪431の1の一部、431の2の一部、432の一部、433の一部、436の一部、437の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字大瀬字 梨子ケ坪 | 大字大瀬字前田353の1の一部、353の3の一部、354の一部、356の一部、357の一部、425の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大瀬字梨子ケ坪のうち431の1の一部、431の2の一部、432の一部、433の一部、436の一部、437の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字大瀬字久鳥454から457まで、458の1から458の5まで、459から467まで、468の1から468の6まで、468の8、469から471まで、472の1、472の2の一部、473の1、473の2の一部、474の2の一部、474の4の一部、476の1、476の3の一部、477の2、477の3の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大瀬字正天553の1、556の1、556の7、556の8、557、558の1、559の1、559の3から559の9まで、560の1、561、562、563の1及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字大瀬字 久鳥 | 大字大瀬字前田345の1の一部、345の4の一部、346の1の一部、346の2、347の1の一部、347の2、348の1の一部、349の1の一部、350の1から350の3までの一部、353の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字大瀬字久鳥のうち454から457まで、458の1から458の5まで、459から467まで、468の1から468の6まで、468の8、469から471まで、472の1、472の2の一部、473の1、473の2の一部、474の2の一部、474の4の一部、476の1、476の3の一部、477の2、477の3の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字大瀬字 正天 | 大字大瀬字正天のうち553の1、556の1、556の7、556の8、557、558の1、559の1、559の3から559の9まで、560の1、561、562、563の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |